

資本性資金供給・

資本増強支援事業

本レポートは、企業経営者や管理担当役員、経営企画、経理・財務等に携わっている担当の方に対して、第二次補正予算に盛り込まれた「中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業」について簡単に取りまとめています。

1章 経営改善への支援策

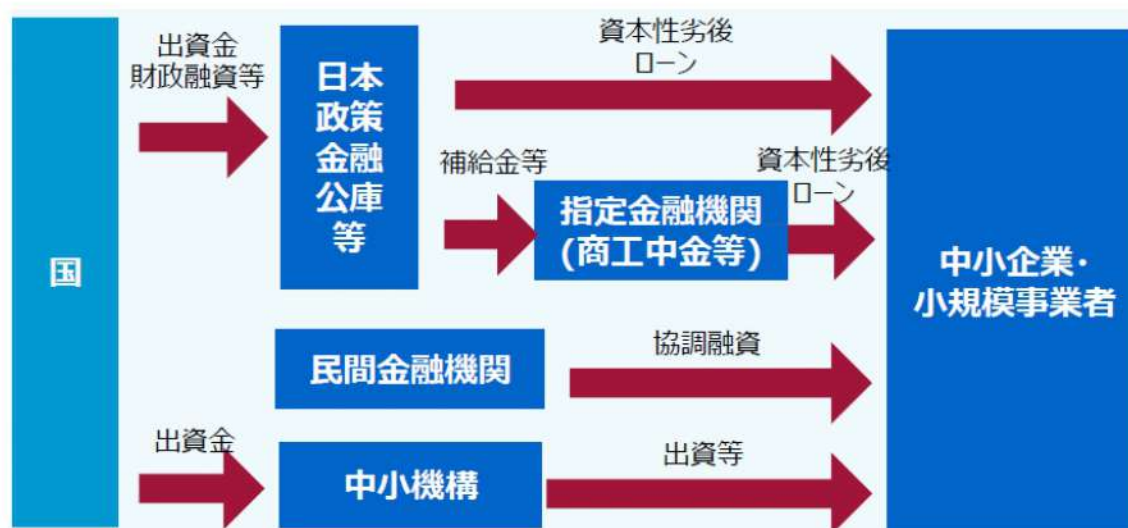
(1) 第二次補正予算における事業規模1.4兆円

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業等に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長や事業の再生により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた基盤強化を図ることを目的とした事業です。

具体的には、一時的に財務状況が悪化した中小企業等に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等が、民間金融機関が資本とみなすことができる長期間元本返済のない資本性劣後ローンを供給します。

また、中小機構が出資する官民連携の中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取り等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施します。

<全体スキーム図>



(2) 資本性劣後ローン

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりキャッシュフローが不足するスタートアップ企業や、一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】

貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

	当初3年間及び 4年目以降赤字	4年目以降黒字	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%

(3) 中小企業経営力強化支援ファンド

地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないように、官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生とその後の企業価値の向上をサポートするなど、成長を全面的に後押しします。また、全国47都道府県の「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげています。

(4) 中小企業再生ファンド

過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。

<ファンドの基本的なスキーム>



2章 問い合わせ先

■ 中小企業金融相談窓口

電話：0570-783183（平日・土日祝日9時～19時）

担当部署の名称や電話番号が変更になる場合があります。その際は中小企業庁の代表電話にお問い合わせください。

電話：03-3501-1511（代表）

出所：経済産業省／令和2年度第二次補正予算等における金融支援策

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei2_kinyu_shien.pdf

<<本資料のご利用にあたって>>

本レポート中で紹介した制度情報は、あくまでも一般的な内容を記したものです。したがって、具体的にご検討をされる際には、弁護士、会計士、税理士等の専門家にご相談されることをおすすめします。

発行：2020年9月

—以 上—